

八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 実施要領

1 事業の目的

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっている現状がある中、国では公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。

本市でもこれらの社会的情勢を踏まえて、部活動改革を進めていく必要がある。本業務は、土日・祝日の部活動に代わる生徒のスポーツ活動の場となる地域クラブ活動の運営と指導を委託することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査するとともに、段階的な地域展開を進めるために実施するものである。

このことから、本業務においては、公募型プロポーザル方式により広く提案を募り、価格のみではなく事業者の有する業務実績、取組体制、専門性及び企画力等を総合的に評価し、本市にとって最も優れている事業者を選定する。

2 業務の概要

項目	名称
業務名称	八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託
業務内容	別添「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 仕様書」のとおり ※ <u>ただし、契約時における業務内容は、受託候補者と当該業務について協議し、内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させたものとする。</u>
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで ※ 契約日の翌日から令和8年8月31日までは準備期間とし、令和8年9月1日から本業務を実施するものとする。 ※ 初回の活動日は令和8年9月23日とする。
業務の場所	八千代市総合グラウンド ※ 場所の予約・確保は本市により行い、提案金額に含めない。
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
提案上限金額	総額 2,871,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
支払方法	月払

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、参加申込時点で八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、登載がない者であっても以下の書類を提出することで、参加することができるものとする。

ア 法人又は商号登記をしている個人にあつては、各地方方法務局が発行する履行事項全部証明書

イ 商号登記をしていない個人にあつては、本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書及び各地方方法務局が発行する登記されていないことの証明書

ウ 財務諸表（直近年度分）（法人及び個人）

エ 法人税（個人の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 過去の業務実績（国又は地方公共団体が発注した、本件と類似の業務実績）が分かる書類

カ 参加申込時点で国又は地方公共団体から指名停止等を受けていない旨の誓約書
(2) 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者は本プロポーザルに参加することができない。

ア 八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けている者及び八千代市建設工事等暴力団排除措置要領の規定による指名除外の措置を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は、当該建設工事の入札日前6カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

4 公告から契約締結までのスケジュール

手続き等名称	日程・締切	備考
実施要領等の公告	令和8年6月8日	
質問書の提出期限	令和8年6月18日	
質問書の回答予定日	令和8年6月19日	市ホームページに掲載
参加申込書提出期限	令和8年6月24日	
参加資格審査結果通知	令和8年6月25日	
企画提案書等の提出期限	令和8年6月29日正午	
プレゼンテーション ヒアリング	令和8年6月30日	
選定結果通知	令和8年7月上旬	
受託候補者との協議	令和8年7月上旬	
契約締結	令和8年7月上旬	

※ 日程については、予定を示したもので、本市の都合により変更となる場合がある。

5 実施要領等(仕様書・特記仕様書・事業者選定基準・各様式・契約書(案)を含む)に対する質問

(1) 質問方法

質問書(様式1)に質問事項を記入の上、事務局(八千代市教育委員会学校教育部保健体育課)宛に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局へ到着を確認すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問や評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加業者数、参加業者名等)は受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和8年6月18日(木曜日)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年6月19日(金曜日)午後5時までに質問者名を記載しないで市ホームページにて回答する。また、質問を受けて実施要領等(仕様書・特記仕様書・事業者選定基準・各様式・契約書(案)を含む)の修正・差し替えを行うことがあるため、必ず確認すること。なお、質問がなかった場合は、その旨を公表する。

(4) その他

ア 質問は各者1回限りとする。

イ 質問に対する再質問は、原則として受け付けない。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 八千代市競争入札参加資格者名簿に登録のある者

(ア) 参加申込書【様式2】 1部

(イ) 事業者概要【様式3】 1部

イ 八千代市競争入札参加資格者名簿に登載のない者

(ア) 参加申込書【様式2】 1部

(イ) 事業者概要【様式3】 1部

(ウ) 法人又は商号登記をしている個人にあつては、各地方方法務局が発行する履行事項全部証明書 1部

(エ) 商号登記をしていない個人にあつては、本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書及び各地方方法務局が発行する登記されていないことの証明書 1部

(オ) 財務諸表（直近年度分）（法人及び個人） 1部

(カ) 法人税（個人の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

(キ) 過去の業務実績（国又は地方公共団体が発注した、本件と類似の業務実績）の分かる書類【様式4】 1部

(ク) 参加申込時点で国又は地方公共団体から指名停止等を受けていない旨の誓約書 1部

(2) 提出場所及び提出方法

上記「(1) 提出書類」を、事務局（八千代市教育委員会学校教育部保健体育課）へ持参、又は郵送すること。

※ 郵送による提出は書留郵便又は配達証明郵便等の配達記録を確認できる郵送方法に限る。郵送での提出の場合は、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(3) 提出期限

令和8年6月24日（水曜日）午後5時まで

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する留意事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があつた場合

イ 実施要領等（仕様書・特記仕様書・事業者選定基準・各様式・契約書（案）を含む）で示された提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があつた場合

※ 提出書類の内容に不明点や不足がある場合は、事務局から確認を行う。なお、当該確認に対し、速やかに対応しない場合は、上記の規定に準じ失格とする。

ウ 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書提出期限（令和8年6月24日）以降に、書面で発

送する。なお、参加資格が認められなかったものに対しては、理由等を付した通知書を発送する。

7 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、下記提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------|--------|
| ア 企画提案書(表紙) | 【様式5】 |
| イ 企画提案書(本文) | 【任意様式】 |
| ウ 提案見積書 | 【様式6】 |
| エ 提案見積内訳明細書 | 【様式7】 |
| オ プレゼンテーション出席者一覧 | 【様式8】 |

(2) 提出場所及び提出方法

上記「(1) 提出書類」を、事務局(八千代市教育委員会学校教育部保健体育課)へ持参、又は郵送すること。

※ 郵送による提出は書留郵便又は配達証明郵便等の配達記録を確認できる郵送方法に限る。郵送での提出の場合は、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(3) 提出期間及び期限

令和8年6月25日(木曜日)から同年6月29日(月曜日)正午まで

(4) 書類作成上の留意事項

ア 用紙は、日本工業規格によるA4判を縦長に用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。

イ 片面カラー印刷とする。

ウ 紙媒体で正本1部及び副本10部を提出すること。正本及び副本ともにA4縦長ファイルに綴じたもの提出すること。

エ 正本及び副本は同じ内容を記載するものとする。ただし、副本は提案した者の名称が分からないようにするため、名称が推測される表現等を行わないこと。なお、名称が推測される表現等を行う場合は、適宜マーカーで見え消しを行うこと。

オ 企画提案書については、別紙「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準」の評価項目ごと(提案価格の項目は除く。)に作成すること。

カ 提案見積内訳明細書は、人件費・諸謝金・旅費・消耗品・印刷製本費・通信運搬費・雑役務費・保険料等の経費で積算するものとするが、必要に応じてその他の経費も含めて積算すること。

キ 各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 提出書類に関する注意事項

- ア 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- イ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。ただし、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分を延長する。
- ウ 企画提案書等を受付した後の変更は原則として認めない。
- エ 次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - (ア) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - (イ) 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合
 - (ウ) 実施要領等(仕様書・特記仕様書・事業者選定基準・各様式・契約書(案)を含む)で示された、提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ※ 提出書類の内容に不明点や不足がある場合は、事務局から確認を行う。なお、当該確認に対し、速やかに対応しない場合は、上記の規定に準じ無効とする。また、当該確認に対する対応(回答)は、企画提案内容と一体のものとし、提案内容の一部として取り扱う。
 - (エ) 選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加者多数の場合の選定

参加者が多数あり、候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について事前に評価し、当該業務の内容に適すると認める参加者を適当数選定する。なお、参加者を選定した場合は、企画提案書等の提出者全てに当該選定結果を書面により通知する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

ア 実施日:令和8年6月30日(火曜日)

イ 場 所:八千代市教育委員会庁舎

※ 開催時間及び場所等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。

(2) 提案時間

60分(提案書説明20分以内、ヒアリング30分程度、準備・片付け10分以内)

(3) 出席者

3名以内とする。なお、今後本市との連絡・調整に際し、渉外担当となる者は参加すること。また、参加者法人に属さない者の出席は認めない。

(4) プレゼンテーションに関する注意事項

ア 企画提案書等に誤字脱字等がある場合には、審査時に説明すること。

イ 提出した企画提案書等を基に項目順に説明すること。

ウ 補足資料は必要最小限とし、当日事務局に11部提出すること。ただし、企画提案内容と一体のものとし、提案内容の一部として取り扱う。

エ パソコンを使用する場合は参加者が用意すること。電源及びスクリーンは市で貸与する。

オ 機器を持ち込む場合には、準備及び片付けの時間が10分間であることに留意すること。

カ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(ア) プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合

(イ) 選定の公平性を害する行為があったと市が認める場合

(ウ) その他、市又は選定委員会が不適格と認めた場合

(5) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は録音する。

9 選定

(1) 本市では、企画提案内容の審査に当たって、総合的な評価を行うため、中学校及び義務教育学校長等で構成する「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託に係る事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置している。当該選定委員会において、別添「八千代市部活動地域展開管理運営等業務委託 事業者選定基準」により総合的に判断し、参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として受託候補者と決定する。また、次に優れた提案を行った者を優秀提案者として次点受託候補者と決定する。

(2) 審査の結果、同点だった場合は選定委員会で協議し決定する。

(3) 受託候補者が辞退した場合は、次点受託候補者が繰り上がり受託候補者となる。

(4) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者とししない。(以下、「最低評価基準」という。)

(5) 企画提案書等を提出した者が1者の場合でも選定を行い、最低評価基準以上の場合は、その者を受託候補者として選定する。

10 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。

(2) 審査結果に対しては、異議を申し立てることはできない。

(3) 審査結果は、受託候補者以外の参加者名を伏せて市ホームページで公表する。

11 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出すること。

12 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議し、内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行うこととする。

13 契約締結

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、次点受託候補者と契約に向けて詳細協議を進める。

14 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、八千代市財務規則(平成8年八千代市規則第15号)第146条第3項の規定に該当する場合は免除することができる。

15 その他留意事項等

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び企画提案に係る書類は返還しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び企画提案に係る書類の変更・差し替え・追加(事務局からの確認に対するものは除く)は認めない。
- (5) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その使用权は本市に帰属するものとする。
- (6) 参加申込及び企画提案に係る書類は、「八千代市情報公開条例」に基づき公表することがある。
- (7) 受託候補者と選定されたことをもって、契約の締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い、仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

16 事務局

窓 口:八千代市教育委員会学校教育部保健体育課(担当者:辻)

住 所:〒276-0045 八千代市大和田138番地2

電 話:047-481-0303

電子メール:hokentaiku2@city.yachiyo.chiba.jp

附則

(施行日)

1 この要領は、令和8年6月8日から施行する。

(失効日)

2 この要領は、本プロポーザルに基づく契約を締結したとき、又は契約を締結しないことが明らかとなったときにその効力を失う。